

反社会的勢力の排除に係る規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

当組合との各種預金取引その他の取引や当組合が提供する各種サービス等(以下、「取引」という)は、第2条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条各号の一にでも該当する場合には、当組合は取引の開始をお断りするものとします。

2. (取引の停止、口座の解約)

(1) 次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① お客様がお取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任をこえた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、また

は当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(2) 前第1項により、預金口座が解約され残高がある場合、または取引が停止されその解除を求める場合には、証書または通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

以上

(令和2年4月1日現在)